

## 議案第68号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

#### 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第19条第2項中「の特別休暇」を「の特別休暇（これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下「育児時間」という。）」に、「よる介護時間」を「よる介護時間（これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。）」に、「職員に」を「職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）」に、「当該特別休暇」を「当該育児時間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として市規則で定めるものを与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第20条中「第12条」を「第12条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第8条」に、「給料額」を「給料又は報酬の額」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

部分休業をすることができない職員の範囲を改めるとともに、非常勤職員等に対する部分休業の承認及び部分休業をしている非常勤職員の給与の取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 職員の育児休業等に関する条例(抄)

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第17条の規定によ  
次に掲げる

る短時間勤務をしている職員とする。

育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第19条 省 略

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成3年大阪市条例第43号)第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇(これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下「育児時間」という。)又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間(これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。)を与えられている職員(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。))を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間  
育児時間

を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所

定の勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として市規則で定めるものを与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第8条第1項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年大阪市条例第26号)第12条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成31年大阪市条例第25号)第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪市条例第62号)第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を給料又は報酬の額

減額して支給する。